

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1-1-1 3 4	適用 優先順位 設計図書間の不整合	<p><u>契約書に添付されている図面</u>、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p><u>契約図書</u>、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>特記仕様書、<u>契約</u>図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	表現の適正化
1-1-2 1 1 1 2 5 2 7 3 2 3 8	用語の定義 監督員  <u>契約図面</u>  <u>情報共有</u>  書面  <u>工事管理台帳</u>  <u>工事検査</u>	<p>監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称している。 <u>受注者には主として主任監督員及び一般監督員が対応する。</u></p> <p>【新規追加】</p> <p>【新規追加】</p> <p>書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 <u>緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、受注者及び発注者は、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」(平成 21 年 10 月 27 日 技第 1246 号) に従い、書類の伝達を行うことができるものとする。また、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」は、次に示す URL に掲載されている。</u> <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_4747.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_4747.html</a></p> <p>【新規追加】</p> <p>【新規追加】</p>	<p><u>建設工事においては</u>、監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称している。</p> <p><u>契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</u></p> <p><u>情報共有とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現することをいう。</u></p> <p><u>なお、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」により作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p>書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。<u>ただし、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告が行われた工事帳票については、書面として有効とする。</u></p> <p><u>工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。</u></p> <p><u>工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</u></p> <p><u>工事検査とは、検査員が契約書第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</u></p>	表現の適正化 国土交通省と表記の同一化

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1-1-3 1 4	設計図書の照査等 図面原図の貸与	<p>受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。<u>なお、共通仕様書および建設工事施工管理基準等は、次に示すURLに掲載されている。</u></p> <p><a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_8335.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_8335.html</a></p> <p>工事請負契約における設計変更ガイドライン</p>	<p>受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。</p> <p>「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき照査を実施するものとする。</p>	ガイドライン制定
1-1-6	<u>コリンズ</u> <u>(CORINS) への登録</u> <u>コリンズへの登録</u>	<p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 500 万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 500 万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</u></p> <p>なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	表現の適正化
1-1-9	工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り<u>契約後 30 日以内に着手し、別に定める様式（第 20 号様式）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。</u>受注者は、すべての工事において、契約後 1～2 週間以内に工事着手前協議を行わなければならない。</p> <p>ただし、簡易な工事（請負金額 10,000 千円未満）については省略することができる。</p>	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り<u>契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。</u></p> <p><u>また、別に定める様式（第 20 号様式）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>受注者は、すべての工事において、契約後 1～2 週間以内に工事着手前協議を行わなければならない。ただし、簡易な工事（請負金額 10,000 千円未満）については省略することができる。</p>	表現の適正化
1-1-10	工事の下請負	<p>(2) 下請負者が岐阜県の<u>工事指名競争参加</u>資格者である場合には、営業停止、資格停止期間中でないこと。</p>	<p>(2) 下請負者が岐阜県の<u>入札参加</u>資格者である場合には、営業停止、資格停止期間中でないこと。</p>	表現の訂正化

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1-1-11 1	施工体制台帳 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、  施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 <u>別に定める様式（第 18 号様式）</u> により監督員にその写しを提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、 <u>国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号）</u> に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 <u>その写しを監督員に提出しなければならない。</u>  施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員にその写しを提出しなければならない。	国土交通省の記載に合わせ改定
2	施工体系図	なお、「工事現場における施工体制点検マニュアル」は、次に掲げる URL に掲載されている。 <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_6805.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_6805.html</a>  受注者は、各下請負の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。	<u>第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</u>	
1-1-13	調査・試験に対する協力	1. 一般事項 2. 公共事業労務費調査 3. 諸経費動向調査 4. <u>施工形態動向</u> 5. <u>独自の調査・試験を行う場合の処置</u> 6. <u>施工合理化調査</u> 7. <u>モニタリング調査追加標準歩掛改定に関する調査</u> 8. <u>施工状況調査追加施工パッケージに関する調査</u>	1. 一般事項 2. 公共事業労務費調査 3. 諸経費動向調査 4. <u>施工合理化調査</u> 5. <u>低入札価格調査</u> 6. <u>NETIS</u> 7. <u>施工形態動向</u> 8. <u>モニタリング調査追加標準歩掛改定に関する調査</u> 9. <u>施工状況調査追加施工パッケージに関する調査</u> 10. <u>独自の調査・試験を行う場合の処置</u>	国土交通省の順序に合わせ改定 NETIS の追加
1-1-16 2	工期変更 <u>設計図書の変更等</u> <u>変更図書の変更等</u>			表題の変更 表現の適正化



第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1 1	<u>イメージアップ現場環境改善の実施</u>	<p>工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。なお、設計図書において、<u>イメージアップ</u>対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。</p> <p>(1) <u>イメージアップ</u>は、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は（7）の工事説明板として必ず実施すること。</p> <p>なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。</p> <p>(2) <u>イメージアップ</u>の具体的な実施内容・実施期間は、第1編 1-1-5 施工計画書の1項の(11)環境管理に記載し提出するものとする。</p> <p>(3) 工事完成時に<u>イメージアップ</u>の実施写真を提出するものとする。</p> <p>(4) 下記項目に係る<u>イメージアップ</u>は、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。</p>	<p>工事現場の<u>現場環境改善</u>は、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。なお、設計図書において、<u>現場環境改善</u>対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。</p> <p>(1) <u>現場環境改善</u>は、次表の内容の内、原則として各計上費目（<u>現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携</u>）ごとに1項目づつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は（7）の工事説明板として必ず実施すること。なお、<u>現場環境改善</u>の具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。</p> <p>(2) <u>現場環境改善</u>の具体的な実施内容・実施期間は、第1編 1-1-5 施工計画書の1項の(11)環境管理に記載し提出するものとする。</p> <p>(3) 工事完成時に<u>現場環境改善</u>の実施写真を提出するものとする。</p> <p>(4) 下記項目に係る<u>現場環境改善</u>は、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。</p>	表現の適正化
1 4	施工計画書	<p>受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><u>(1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画</u></p> <p><u>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</u></p> <p><u>1) 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目</u></p> <p><u>2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法</u></p> <p><u>3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法</u></p> <p><u>4) KY 及び新規入場者教育の方法</u></p> <p><u>5) 場内整理整頓の実施</u></p> <p><u>6) その他安全に関する取組み</u></p>	国土交通省に合わせ記載事項の明確化

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1-1-33 5	環境対策 排出ガス対策型建設機械	<p>受注者は、工事の施工にあたり表 1-5 に示す建設機械を使用する場合は、表 1-5 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年法律第 51 号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号)「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-6 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号)第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。</p> <p>(1)排出ガス対策型建設機械(一般工事)これにより難しい場合とは、以下のように供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械等及び</p>	<p>受注者は、工事の施工にあたり表 1-5 に示す建設機械を使用する場合は、表 1-5 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-6 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号)16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環第 1 号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p>	<p>表現の適正化 国土交通省の表記の同一化 使用できない場合の特例措置を削除</p>

排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

①岐阜県内にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。

②岐阜県内のメーカーの販売店から排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な時間がかかる。

③岐阜県内にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。

④岐阜県内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がかかる。

この場合、受注者が、①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督員と協議を行う。

(2)排出ガス対策型建設機械（トンネル工事）

これにより難しい場合とは、以下のように供給側に問題があり、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒鉛浄化装置付）を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

①岐阜県内にあるリース業者にトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。

②岐阜県内のメーカーの販売店からトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な時間がかかる。

③岐阜県内にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒鉛浄化装置付）の在庫がない。

④岐阜県内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がかかる。

この場合、受注者が、①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督員と協議を行う。

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
7	低騒音型・低振動型建設機械	<p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p> <p><u>受注者は、協議を行う場合には、事前に次の①及び②について確認するものとする。</u></p> <p><u>①調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。</u></p> <p><u>②調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより①の基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。</u></p> <p><u>③低騒音型建設機械を使用する場合、受注者は施工現場における稼働状況及び指定ラベルを写真撮影したものを整理し、監督員又は検査員の要求があった場合は速やかに提示する。</u></p> <p><u>なお、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」は、次に掲げる URL に掲載されている。</u></p> <p><u><a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html</a></u></p> <p><u>また、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械は、次に掲げる URL に掲載されている。ただし、指定の内容は、早い頻度で更新されているため、常に最新のリストにより確認すること。</u></p> <p><u><a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html</a></u></p>	<p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p>	<p>表現の適正化 国土交通省の表記の同一化 使用できない場合の特例措置を削除</p>

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
8	特定調達品目	<p>受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p>	<p>受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p><u>(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</u></p> <p><u>また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。</u></p> <p><u>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p>	<p>表現の適正化 国土交通省の表記の同一化</p>
1-1-35 18	交通安全管理 通行許可	<p><u>道路法 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、受注者は下記の資料を監督員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時に提出するものとする。車両制限令第 3 条における一般的制限値を越える車両について</u></p> <p>① <u>施工計画書に一般制限値を越える車両を記載</u></p> <p>② <u>出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。</u></p> <p>③ <u>通行許可証の写し</u></p> <p>④ <u>車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）</u></p> <p><u>なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。</u></p>	<p><u>(1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p>	<p>表現の適正化 国土交通省の表記の同一化</p>

平成 29 年 建設工事共通仕様書の改定 新旧対照表

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
1-1-41 6	提出書類 創意工夫等	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や、地域社会への貢献として評価できる項目について、 <u>事前に監督員に協議または報告するものとする。また工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。</u>	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や、地域社会への貢献として評価できる項目について、 <u>実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。</u>	創意工夫等の提出方法の明確化 国土交通省の表記の同一化
1-1-47	<u>低入札価格調査制度の調査対象工事</u>	<u>受注者は、低入札調査制度の調査対象工事となった場合、施工計画及び施工体制台帳の内容について監督員から説明を求められたときに、受注者はこれに応じなければならない。</u>	【1-1-13 調査・試験に対する協力へ移動】	国土交通省に合わせ記載箇所の変更
1 2	<u>電子納品対象成果品</u>	【新規追加】	<u>契約図書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。</u> <u>成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領や CAD 製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体(CD-R または DVD-R)等で納品する。</u>	国土交通省に合わせ新規追加
1-1-55	<u>公共工事等における新技術活用の促進</u>	<u>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになり当該技術による施工を行おうとする場合は、監督員に協議または報告するものとする。</u>	【1-1-13 調査・試験に対する協力へ移動】	国土交通省に合わせ記載箇所の変更

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
2-3-1 3	一般事項 購入土	<p>(1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕または砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に<u>関して監督員の承諾を得るものとする。</u></p> <p>(2) <u>山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。</u></p>	<p>(1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕または砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に<u>関する資料を整理および保管しなければならない。なお、施工途中において監督員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>盛土材料は、改良や粒度調整の必要のない良質なものとし、設計図書に関する資料を整理・保管し、完成時に納品するものとする。なお、監督員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。</u></p>	表現の適正化
2-3-3 4	盛土工 狭隘箇所等の締固め	<p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。</p> <p>また、樋管等の構造物がある場合には、偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。</p>	<p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により<u>仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。</u></p> <p>また、樋管等の構造物がある場合には、偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。</p>	表現の適正化
2-3-10	河川土工の出来形管理	<p><u>受注者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて「TSを用いた出来形管理要領」により実施することができる。なお、「TSを用いた出来形管理要領」は、次に示すURLに掲載されている。</u></p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a></p>	<p><u>受注者は、土工（掘削工、盛土工）において、トータルステーションによる出来形管理技術を適用する工事については、「TSを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。</u></p> <p><u>なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。</u></p>	表現の適正化 国土交通省の表記の同一化
2-4-9	道路土工の出来形管理	<p><u>受注者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「TSを用いた出来形管理要領」により実施することができる。</u></p> <p><u>なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。</u></p> <p><u>また、「TSを用いた出来形管理要領」は、次に示すURLに掲載されている。</u></p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</a></p>	<p><u>受注者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）において、トータルステーションによる出来形管理技術を適用する工事については、「TSを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。</u></p> <p><u>なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。</u></p>	表現の適正化 国土交通省の表記の同一化

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
3-3-2 4	工場の選定 レディーミクスト コンクリートの品 質検査	<p><u>受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。</u></p> <p><u>なお生産者等に検査のための試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。</u></p> <p>また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	<p><u>レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、受注者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。</u></p> <p><u>現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督員の承諾を得るものとし、受注者はその試験に臨場しなければならない。</u></p> <p>また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	
5 6 7 8 9 10	<p><u>日当り打設量が小規模となる場合の品質管理</u></p> <p><u>圧縮強度試験</u></p> <p><u>強度の判定(普通ポルトランドセメント)</u></p> <p><u>強度の判定(高炉セメント)</u></p> <p><u>砂防堰堤工事に使用するコンクリート</u></p> <p><u>コンクリートの配合</u></p>	【3-3-3 配合から移動】		中部地方整備局に合わせ記載箇所の変更
11	<u>現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について</u>	【新規追加】	<p><u>現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、設計図書のスランプ値を変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。</u></p> <p>《対象工事》 <u>県土整備部及び都市建築部が発注する工事（営繕関係を除く）を対象工事とする。</u></p>	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドラインによる追加

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
			<p><u>《対象構造物について》</u>  <u>一般的な鉄筋コンクリート構造物※を対象とし、無筋コンクリート構造物や特殊なコンクリートは対象外とする。</u>  <u>※「一般的なコンクリート構造物」とは、表 3-2 に記載のあるコンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工、堤冠（砂防）等を除くものとする。</u></p>	
<u>12</u> <u>13</u>	<u>モルタル配合</u> <u>供試体の確認方法</u>	【3-3-3 配合から移動】		
<u>14</u>	<u>施工管理</u>	【新規追加】	<p><u>本工事において、1 日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が 100m<sup>3</sup> 以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成 15 年 10 月 2 日、国官技第 185 号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成 15 年 10 月 2 日、国コ企第 3 号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は、工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を速やかに作成、保管し、検査時まで提出するものとする。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。</u>  <u>測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。</u>  <u>単位水量の測定は、測定要領の「6.測定頻度」及び「7.管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。</u></p>	品質管理基準との整合
<u>3-3-4</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u>	<u>品質確保</u> <u>品質確認</u> <u>圧縮強度試験</u> <u>強度の判定（普通ポルトランドセメント）</u> <u>強度の判定（高炉セメント）</u> <u>砂防堰堤工事に使用するコンクリート</u> <u>コンクリートの配合</u>		<p><u>【3-3-2 工場の選定へ移動】</u></p>	中部地方整備局に合わせ記載箇所の変更

平成 29 年 建設工事共通仕様書の改定 新旧対照表

第 1 編 共通編

番号	項目	現行	改定	改定理由
3-5-4 22	打設 <u>コンクリート打設</u> <u>高さ</u>	【新規追加】	<u>受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回 (1 日) のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者は、これを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更し、監督員に説明しなければならない。</u>	表現の適正化 国土交通省の表記の同一化
3-5-7 8	打継目 伸縮継目	受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料、厚は 1cm、施工間隔 10m 程度とする。	受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材 <u>または樹脂系目地材</u> 、厚は 1cm、施工間隔 10m 程度とする。	表現の適正化